

## 「第2次岡山県循環器病対策推進計画」の策定について

### 1 策定の趣旨

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、本県の循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するため、「岡山県循環器病対策推進計画」（以下、「県計画」という。）を令和4年3月に策定した。

県計画は、令和6年度からの新たな保健医療計画等との調和を図ることができるよう、令和5年度までの計画期間であることから、令和5年3月に策定された国の「第2期循環器病対策推進基本計画」を踏まえ、第2次県計画を策定する。

### 2 計画の期間

6年間（令和6年度～令和11年度）

### 3 計画の構成

#### （1）計画の基本方針

「平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸」

「循環器病の年齢調整死亡率の減少」

#### （2）主要な施策

- ・循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ・保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
- ・循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備と研究推進

#### （3）評価の実施

基本方針に係る指標、循環器病の予防に係る指標及び循環器病の医療に係る指標を設定し、毎年度評価を行う。

### 4 策定の考え方

基本計画の変更点や関係する諸計画との調和も踏まえ、ロジックモデルなどのツールも活用し、策定する。

#### ○国の基本計画の主な見直し内容

- ・診療情報の収集・提供体制の整備について、医療DXの取組と連携して進めていく。
- ・感染症発生、まん延時や災害時等の有事においても、医療の確保を適切に図ることができるような医療提供体制の整備を進める。
- ・遠隔医療や情報の連携を進め、医療者の労務環境の改善や業務の効率化等へつなげられるよう、デジタル技術の積極的な活用を推進する。
- ・循環器病患者が、急性期、回復期、慢性期のいずれにおいても、医療サービスと介護及び福祉サービスを切れ目なく受けることができるよう、医療介護連携体制の整備に取り組む。

○県の今後の方向性

- ・感染症発生、まん延時や災害時等の有事においても、地域の医療資源を有効に活用するための体制整備を検討していく。
- ・診療の地域格差を解消し、均てん化を進めるため、デジタル技術の活用も含め連携体制の構築について検討する。

**5 策定のスケジュール**

令和5年	7月	第1回協議会で計画骨子案を協議
	7月～9月	各委員からの意見等を踏まえ、計画素案を検討
	10月頃	第2回協議会で計画素案を協議
	11月～12月	パブリック・コメントの実施
令和6年	2月頃	第3回協議会で最終案を協議
	3月	計画策定・公表